別表第五第八号の二中「判定」の下に「、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録」を加え、同表中第十号の十一を第十号の十二とし、第十号の三から第十号の十までを一号ずつ繰り下げ、第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三　介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（通関業法の一部改正）

第二十九条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改める。

第二十一条の見出しを「（記名等の効力）」に改め、同条中「記名押印」を「記名」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第三十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三十一条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第三十二条第四項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第三十四条第三項及び第三十五条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第三十七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第三十七条に次の一項を加える。

9　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第百四十六条第四号中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に改め、同条第五号中「第三十一条第七項」を「第三十一条第九項」に改め、同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改める。

第百四十七条中「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「第八項」を「第十項」に改める。

第四十七条第三項中「第五項まで及び第八項」を「第七項まで及び第十項」に改める。

第四十八条第四項中「第七項、第九項及び第十項」を「第九項、第十一項及び第十二項」に改める。

第四十九条第六項中「第三十八条第六項」を「第三十八条第七項及び第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により議決権及び選挙権を行使することができる。

第百二十条第一号中「から第五項まで」を「、第六項若しくは第七項」に改める。

第百二十一条第二号中「第三十二条第七項」を「第三十二条第九項」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三十三条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことができる。

第十八条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第三十七条第二項中「除く。）が」を「除く。次項において同じ。）が」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第四十二条第四項中「いう」の下に「。第九十七条第一項第十一号において同じ」を加える。

第七十七条中「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第七十九条中「決算報告書」を「決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し」に改める。

第九十七条第一項第十一号中「に記載すべき」を「又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第三十四条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を社会福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした社会福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。